

日本ソフトウェア科学会論文投稿規定

(平成 18 年 4 月 1 日改訂)

(平成 21 年 6 月 4 日改訂)

(平成 23 年 1 月 13 日改訂, 平成 23 年 6 月 1 日施行)

(平成 23 年 9 月 27 日改訂)

(平成 23 年 12 月 16 日改訂)

(平成 27 年 1 月 21 日改訂)

日本ソフトウェア科学会の学会誌「コンピュータソフトウェア」に掲載される論文は、

1. アルゴリズム
2. プログラミング言語と処理系
3. 数值的・記号的計算
4. システムソフトウェア
5. 高信頼ソフトウェア
6. データベース, データマイニング
7. 人工知能, ロボティクス
8. 人間 - 計算機インタラクション
9. コンピュータネットワーク

をはじめとするソフトウェア科学・工学の分野における

- 理論, 抽象化・モデル化, または設計・実現に関する研究の成果
- 先進的ソフトウェアの実装の成果
- 技術の俯瞰・総括

を公表するものとする。

[1] 掲載論文

学会誌「コンピュータソフトウェア」に掲載される論文の種別には次のものがある。

1. 著者によってなされた学術研究の報告であり, 独創性, 新規性, 有用性などの点で優れたもの(以下, 研究論文とよぶ)。
2. 著者によって実現されたソフトウェアの報告であり, 発想, 構成法, 実装法などの点で優れ, ソフトウェアの発展に寄与するもの(以下, ソフトウェア論文とよぶ)。
3. 特定の領域を調査し考察を加えて, 専門外の会員にも十分に理解でき, かつ当該領域に対する新しい視点を与える優れた技術的論説・解説を行うもの(以下, 解説論文とよぶ)。

上の論文種別それぞれに対して, 次の査読種別がある。

- 通常論文：照会を 2 回まで行う，査読者 2 名以上．ページ制限無し．投稿時の刷り上がりページ数が 6 ページ以内であっても，著者が希望すれば通常論文として投稿することができる．
- レター論文：特に速報性を重んじ，著者が迅速な査読を求める論文．照会をしない，査読者 1 名，ただし，投稿時の刷り上がりページ数は著者紹介を除いて 6 ページ以内でなければならない．

[2] 論文の投稿

1. 募集種別が特集論文または推薦論文のどちらでもない論文の投稿者は原則として日本ソフトウェア科学会の名誉会員，正会員あるいは学生会員に限る．投稿者が 2 名以上の連名である場合には，その内の少なくとも 1 名は日本ソフトウェア科学会の名誉会員，正会員あるいは学生会員であることが必要である．募集種別が特集論文もしくは推薦論文の場合，または論文の執筆を編集委員会が依頼した場合は著者が学会員であることを要しない．
2. 他の学術論文誌との二重投稿にあたるものは受け付けない．学会大会，研究会，国際会議，シンポジウムまたはワークショップに既発表のもの，あるいはそれを改訂したものの投稿は，本論文投稿規定の他の条件を満たす限り受け付ける．本学会誌にレター論文や小論文*¹として発表した内容を発展させて通常論文としたものは受け付ける．レター論文を発展させて通常論文として投稿した場合に限り，レター論文は投稿された通常論文の新規性を損なわないとし，投稿された通常論文全体を査読判定対象とする．
3. 論文の執筆にあたっては，論文執筆要項に従うものとする．
4. 原稿の投稿にあたっては，論文投稿案内に従うものとする．

[3] 投稿論文の取扱い

1. 論文原稿を受領したら受付日と受付番号を付記し，これを著者に通知する．
2. 投稿論文は日本ソフトウェア科学会論文査読規定に基づいて査読される．査読の結果，採録された論文は学会誌に掲載される．編集委員会が執筆を依頼した論文についても同様に査読が行われる．
3. 採録された投稿論文の著作権に際しては，別に定める「日本ソフトウェア科学会 著作権規定」に従う．
 - 学会 Web サイトから取得できる著作権譲渡同意書に署名し提出すること．
 - 特別な事情によりこれに添えない場合は，投稿時に必ず申し出ること．
4. 採録された投稿論文の掲載に際しては，依頼原稿を除き掲載料の支払いを義務付ける．

*¹ 小論文は 2009 年 6 月 4 日に廃止．

5. 採録された投稿論文の掲載料は、次の式で算出する（単位：円）.

□ L^AT_EX 原稿の場合

– 著者の内の少なくとも 1 名は日本ソフトウェア科学会の名誉会員，正会員
あるいは学生会員である場合

6 ページ以下の場合：

70,000

6 ページを越える場合：

$70,000 + 5,000 \times (\text{ページ数} - 6)$

– 著者に日本ソフトウェア科学会の名誉会員，正会員あるいは学生会員が含まれない場合

6 ページ以下の場合：

105,000

6 ページを越える場合：

$105,000 + 7,500 \times (\text{ページ数} - 6)$

□ その他の電子媒体による原稿の場合

上記計算式による掲載料に $5,000 \times (\text{ページ数})$ を加算する．

□ 手書き原稿（手書き原稿をスキャンした電子原稿を含む）は受け付けない．

ただし，掲載料の支払いが困難な著者に対しては，予算の範囲内で代金を減免することができるので，投稿時に投稿原稿とともに申請書を提出する．申請書は自由形式とする．